

稚内労働基準監督署からのお知らせ

事業主の皆様へ

労働保険年度更新相談所及び申告納付相談所のご案内

【年度更新相談所開設】

と き▶ 4月15日(火) 14:00~15:30

と ころ▶ 豊富町商工会

【労働保険申告・納付相談所開設】

と き▶ 5月7日(水) 9:30~11:30

と ころ▶ 幌延町商工会

平成20年度労働基準監督官採用試験のご案内

試験日▶ 6月15日(日)

受付期間▶ 4月1日(火)から4月14日(月)まで

☆「受験申込書」及び「受験案内」を請求される方は、稚内労働基準監督署の窓口までお越しください。

■お問い合わせ先

稚内労働基準監督署(稚内市末広3丁目3番1号)

☎0162-23-3833 FAX0162-24-1688

春の火災予防運動 4月20日(日)~4月30日(水)

●統一標語

『火は見てる あなたが離れる その時を』

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、町内皆様で火災予防を心がけましょう。

■住宅用火災警報器の設置が義務づけられています！

北留萌消防組合では、最近の住宅火災による死者数急増を踏まえ、条例を改正し、一般住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務づけました。

逃げ遅れによる死傷事故を防ぐ為にも、住宅用火災警報器の早期設置をよろしくお願ひします。

新築の住宅等▶平成18年6月1日から

既存の住宅等▶平成21年6月1日から

■住宅用火災警報器とは？



火災で生じる煙や熱を早い段階で感知し、自動的に火災の発生を知らせる機器で、防災設備取扱店などで購入できます。購入の目安として、鑑定マークがついているものを選びましょう。

※火災警報器の種類や設置場所などについては、防災設備取扱店、または消防署にお問い合わせください。

■悪質な訪問販売等に十分注意!!

【一例】●「点検も義務づけられている」と事実を偽って販売する。

●消防職員のような服装で消防職員のふりをして販売する。(消防署が販売することはありません)

■消防に関するご相談・ご意見は、

北留萌消防組合消防署 幌延支署へ ☎5-1159



情報 インフォメーション

幌延町立病院からのお知らせ

4月より問寒別診療所の診療時間を変更します

現在、問寒別診療所については、旭川医大から派遣される医師が病院内で勤務する毎週月曜日の午後の時間帯で出張診療を行っておりますが、出張医の派遣される曜日が変更となったことから、診療時間等を4月より変更させていただくことになりました。

地域の皆様には大変ご不便をお掛けすることになりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。



今までの診療時間

毎週月曜日

(祝日等による休診日を除く)

午後 2:30~3:30

4月からの診療時間

毎月第2・第4金曜日

(祝日等による休診日を除く)

午前 9:15~11:00